薬生監麻発１２２７第１０号
生食監発１２２７第９号
平成２８年１２月２７日

各 都道府県 保健所設置市 特別区 衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
（　公　印　省　略　）
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長
（　公　印　省　略　）

植物由来製品による健康被害（疑い）について

医薬品は副作用の発現等に注意しながら慎重に使用する必要がありますが、健康食品であっても予期せぬ健康被害が生じることがあり、厚生労働省において保健衛生上の危害の発生が懸念される情報を入手した場合は、これまでにも予防的観点から速やかに注意喚起を行ってきました。具体的な事例については、以下の厚生労働省ホームページ中の「健康食品の安全性に関する情報等（通知等）」においてご覧いただけます。

< http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/hokenkinou/houreituuti.html>

今般、青黛（せいたい）を摂取した潰瘍性大腸炎患者において、肺動脈性肺高血圧症が発現した症例が複数存在することが判明しました。

なお、青黛とは、リュウキュウアイ、ホソバタイセイ等の植物から得られるもので、中国では生薬等として、国内でも染料（藍）や健康食品等として用いられています。近年、潰瘍性大腸炎に対する有効性が期待され、臨床研究が実施されているほか、潰瘍性大腸炎患者が個人の判断で摂取する事例が認められています。

つきましては、別添写しのとおり通知いたしましたので、ご了知ください。

また、食品衛生担当課におかれましては、関係課と連携のうえ、食品として青黛を販売又は製造している事業者を探知した場合には、用途及び有症事例の有無等について調査を行い、有症事例がある場合には「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」（平成14年10月４日付け医薬発第1004001号厚生労働省医薬局長通知）に基づき報告をお願いいたします。